

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月28日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県瀬戸市南山口町539番地3

氏 名 愛知県赤十字血液センター

所長 濱口 元洋

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0561-85-4282

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	愛知県赤十字血液センター
事業場の所在地	愛知県瀬戸市南山口町539番地3
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16：化学工業（生物学的製剤製造業）
②事業の規模	製品出荷額：1,244,506万円（平成23年度）
③従業員数	429名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献血による輸血用血液の供給 ・ 血液に関する相談 ・ 献血思想の普及啓発等の血液事業 業務フロー及び発生する主な感染性廃棄物 採血・・・採血キット、採血針、分離・調製に使用する補助血液バッグ 供給・・・有効期限切れ血液及び血液バッグ

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添1、2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	220 t	t
	(これまでに実施した取組) 業務の特質上、使い捨て器具を使用しており排出抑制には限度があるが、的確な輸血用血液、分画製剤用原料血漿の需要予測に基づく計画的な採血の実施により、有効期限切れ血液の発生を最小限に抑えるよう努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	104 t	t
	(今後実施する予定の取組) 検査部門、製剤部門、品質管理部門の移転、及び研究部門の廃止により、今年度の排出量は減少することが予測される。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実施していない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実施する予定はない。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	220 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物処理は、契約前に現地確認を実施している。収集運搬業者、処分場とそれぞれ書面で委託契約し、処理業者の許可証・処理能力を確認する。 ・委託した処分状況について、委託先の現地確認を年一回以上行う。 ・マニフェストについて、期限内に各票写しが返送されたことを確認する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	104 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り優良認定処理業者を選定する。		
※事務処理欄			

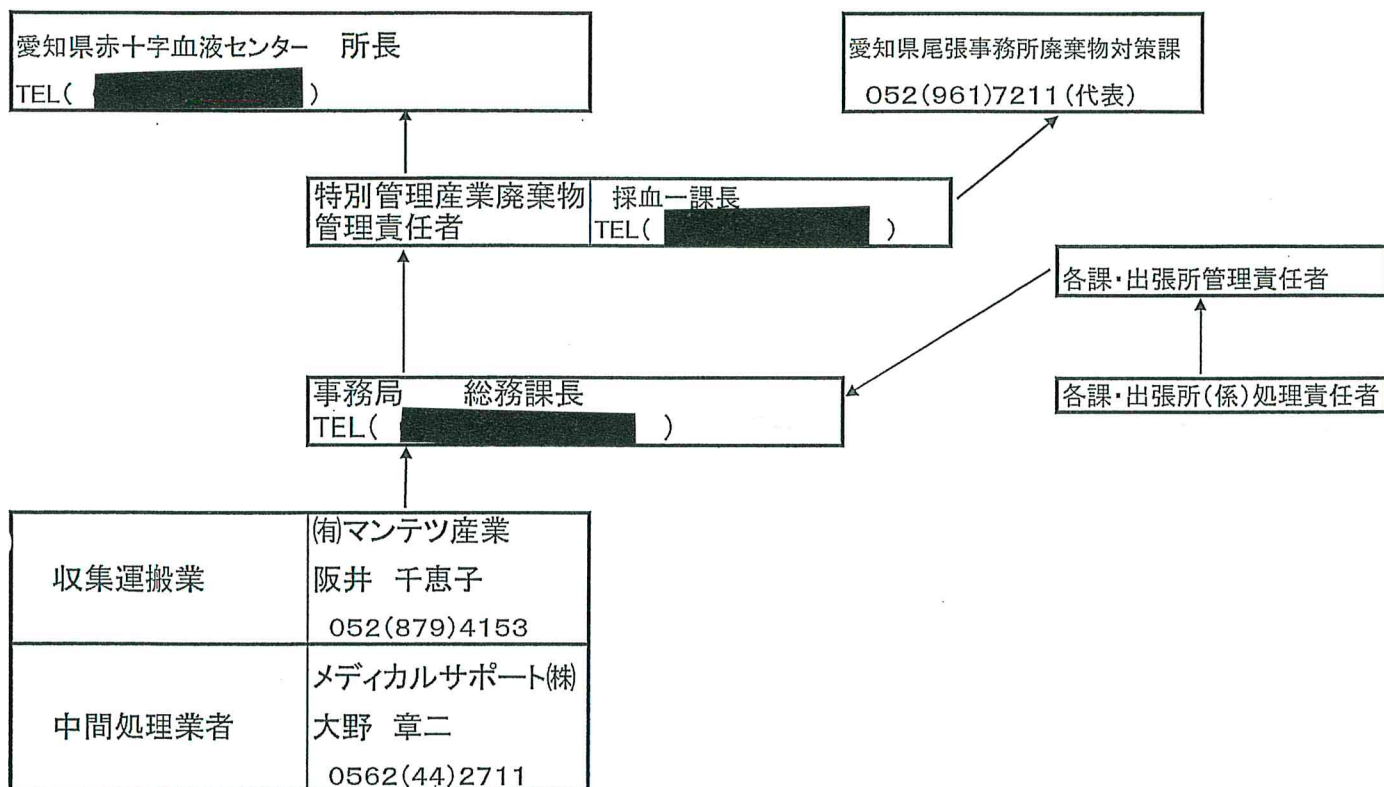
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

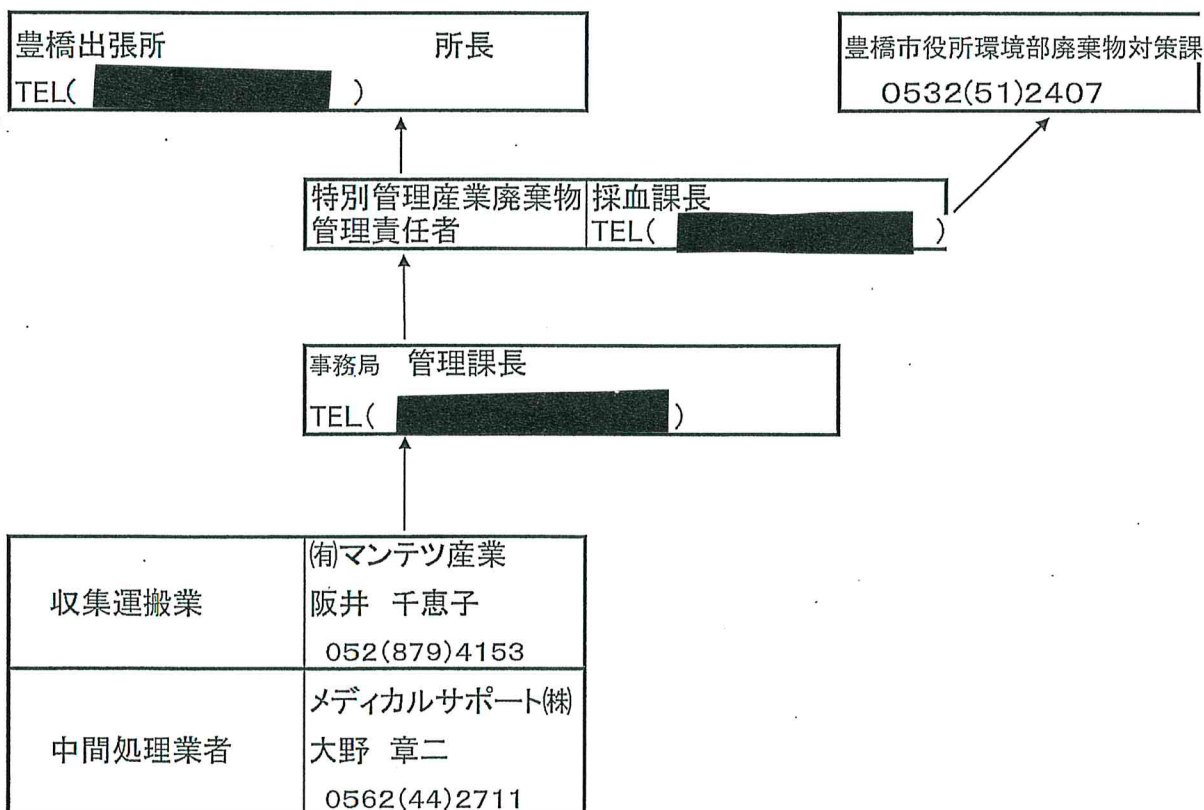
緊急時の連絡体制

愛知県赤十字血液センター
TEL 0561(84)1131

平成24年4月1日現在



豊橋出張所
TEL 0532(32)1331



愛知県赤十字血液センター—感染性廃棄物管理体制

